22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21} ＝ 0.02696

Y_{22} ＝ 0.02648

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AA_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AA_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額

度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21} ＝ 0.02697

Y_{22} ＝ 0.029

Z_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.017
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AA_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AA_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AB_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当